

「みんな住マイル」改修補助金

市民の住環境の向上と定住促進を図るため、市内の施工業者が行う住宅のリフォーム工事に対して補助金を交付します。令和6年度は申請要件を緩和し、過去にこの補助金を利用した人も対象です。

受付期間

- 4月8日(月)～5月17日(金)
※予算に達し次第、受付終了

補助対象者

- 対象住宅の所有者またはその配偶者か、所有者の2親等以内の親族
- 対象住宅に居住している、または居住することが確定している
- 市に住民登録をしている、または住民登録をすることが確実と見込まれる
- 申請者とその世帯員全員に市税の滞納がない

補助対象事業

- 築1年以上経過した個人住宅のリフォーム工事
- 補助対象経費が50万円以上
- 補助金の交付申請後に市内施工業者と契約をする
- 令和7年2月28日(金)までに完了し、実績報告できる
- 市の他の補助金の対象となっていない

補助額

- 子育て世帯（中学生以下の子どもか妊婦のいる世帯）：15万円
- 一般世帯：10万円

加算要件

- 住宅所在地が南魚沼市立地適正化計画の「居住誘導区域」に所在する場合は、2万円を加算する
 - 階段昇降機又はホームエレベーターを新たに設置する場合は、10万円を加算する
- ※南魚沼市立地適正化計画については、市報3月15日号か市ウェブサイトをご覧ください

必要書類

- 交付申請書
- 見積書（明細形式のもの）
- 現況写真（住宅全景と工事個所の着手前）
- 通帳の写し
- 市税納税証明書（税務課が発行したもの）

該当者のみ

- 母子手帳（世帯員に妊娠している人がいる場合）
- 居住確約書（工事後に対象住宅に転居する場合）

補助金交付決定予定日

- 4月中の申請：5月15日(水)
5月中の申請：5月31日(金)

注意事項

- 令和元年度～令和5年度に当補助金を利用した人も申請が可能
- 交付申請日より前に着手している工事は補助金の対象外
- 交付決定前に施工業者と契約し工事に着手する場合は、交付申請書に記載の事項について誓約が必要
- 併用住宅は住宅部分の工事のみが補助対象であり、申請時に必ず専用住宅部分の面積割合の記入が必要

確実な工事実施をお願いします

交付決定後に工事を中止し、交付を辞退する事例が多くあります。これにより、必要とする人に補助金が適切に交付されません。申請の際は工事内容をよく検討し、工事を実施することが確実である場合に申請してください。辞退理由によっては、次回以降の申請受付ができなくなる場合があります。

